

一時収容に関する基準（案）

令和 7 年 3 月に策定された「鹿苑のあり方計画」において、鹿苑における収容個体について、終生飼養（定義：個体はその命を終えるまで適切に飼養すること）を改め、一時収容（定義：一定期間のみ収容すること）を基本とし、群管理を行う方針となった。このため、一時収容に関する具体的な基準を検討する。

鹿苑運用の原則（鹿苑のあり方計画より）

鹿苑は、「奈良のシカ」個体群の保全に寄与すべき施設であり、「奈良のシカ」の飼育や治療を目的とした施設とはしない。そのため鹿苑においては群管理※を基本とし、傷病個体、交通事故個体の応急処置や人とシカの間の問題防止（特に繁殖期のオスの角切りと妊娠メスの収容）のための一時収容を行う。収容した個体は必要期間の後解放することを原則とし、一時収容の際は動物福祉の基準・原則に則った扱いを行う。

※ 群管理とは、1 個体の健康に執着するのではなく、群全体の健康に着目した管理方法。

1. 一時収容に関する基準

1.1. 基本的な考え方

鹿苑運用の原則の通り、鹿苑は、「奈良のシカ」個体群の保全に寄与すべき施設である。また、愛護会は、「天然記念物「奈良のシカ」の保護育成のために、種の保存継承と保護思想の普及を図り、鹿と共生する地域社会づくりの推進に寄与すること」（愛護会 HP より引用）を目的として活動を行っている。

この考え方に基づき、「奈良のシカ」が野生で生きていく状態を妨げない範囲での介入措置として、一時収容を行う。

一時収容の期間は、原則 4 日以内とする。

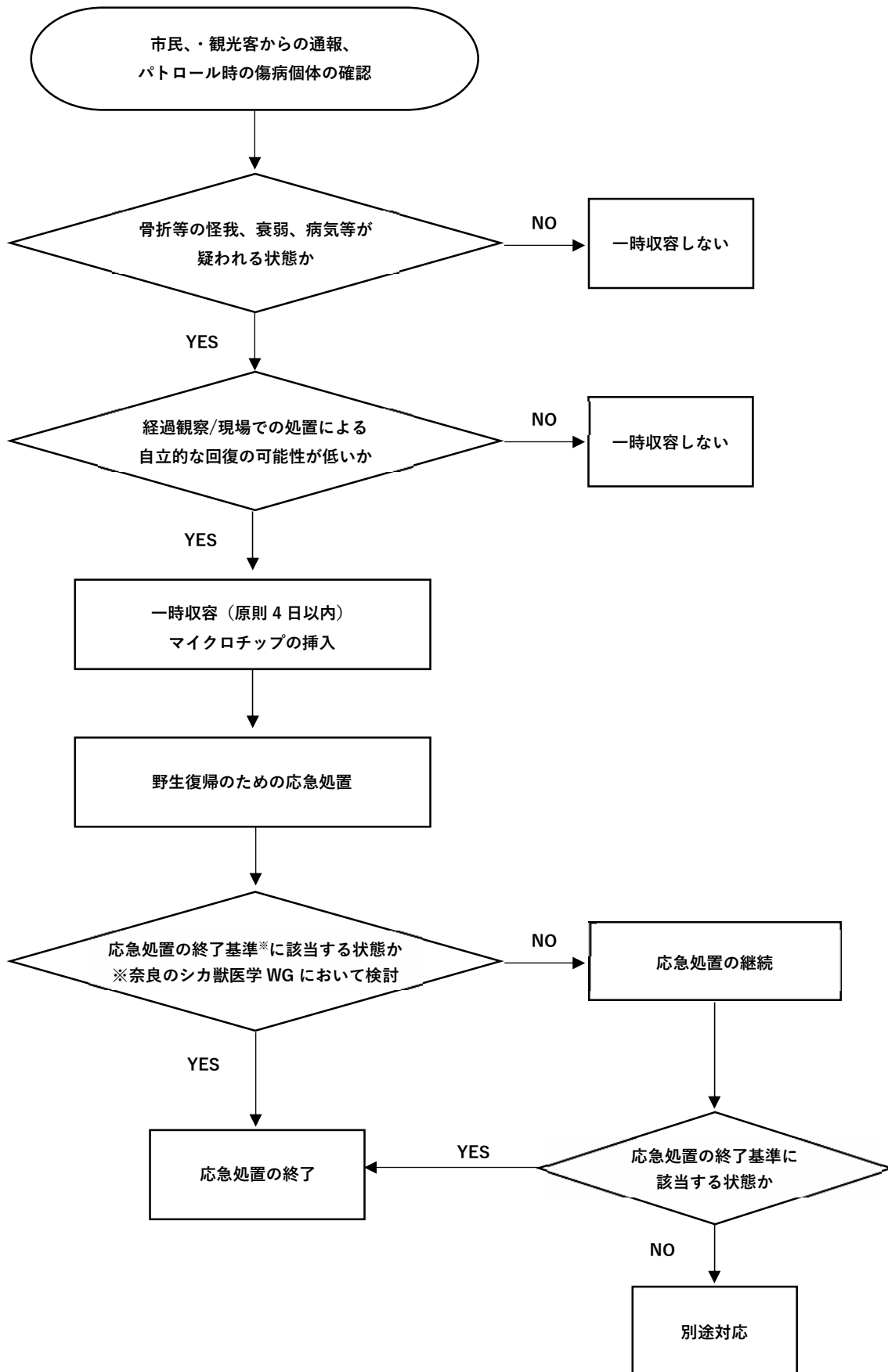
1.2. 収容個体類型及び一時収容する際の地区区分別の対応

鹿苑に収容するシカの類型について、目的別に整理した。また、一時収容する際の地区区分別の対応の有無及び今後の方針を表 1 に整理した。

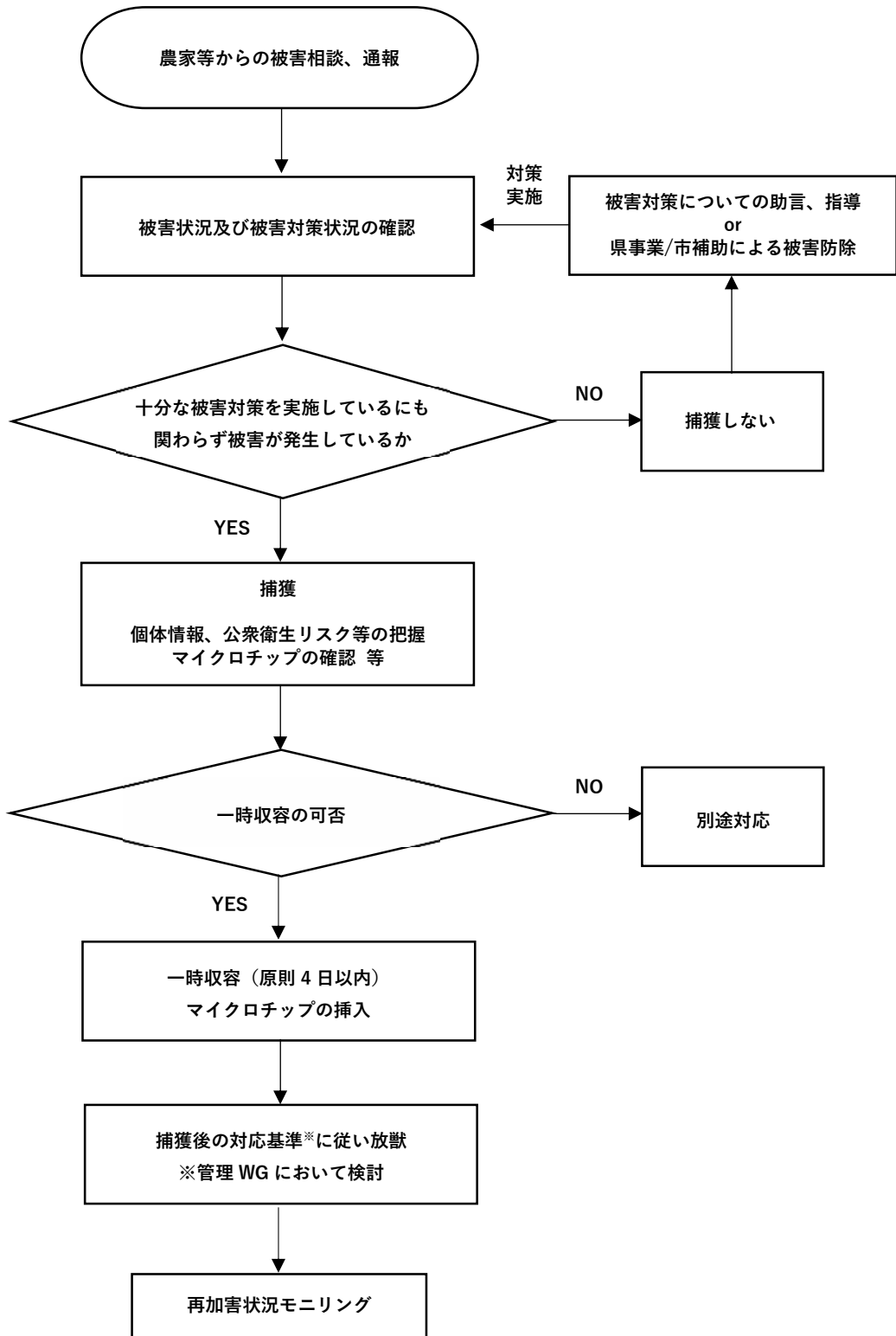
表 1 目的別の収容個体類型と一時収容する際の地区区分別対応、今後の方針

目的	類型	内容	地区区分別対応 (○：対応する、－：対応しない)				今後の方針
			A	B	C	D	
危険防止	角鹿	発情期前後（8月～）に角切を行うために一時収容されるオス。角切が終われば放獣される。	○	○	－	－	・現在の対応（8月以降に順次収容し、角切後に放獣）を維持する。
	人身事故	人身事故を起こしたシカ。一定期間経過後に危険がないと判断されたら放獣される。	○	○	－	－	・現在の対応（危険な人身事故が発生したら一時収容し、一定期間経過後に放獣）を維持する。
	妊娠・出産	妊娠・出産期（4～7月）に一時収容されるメス及び仔シカ。	○	○	－	－	・危険防止のために必要と認められる場合に限り一時収容する。
2 負傷・傷病処置	負傷・傷病	交通事故等による負傷や疾病等により一時的に収容されているシカ。	○	○	○ ※地域住民の要請がある場合	－	・「傷病個体等の一時処置のための一時収容及びその後の対応フロー（1.3.）」に従い対応する。
	農業被害対応	農業被害	農業被害を起こしたシカ。 ※農地なし	○ ※個別対応	○ ※地域住民の要請がある場合	－	・B地区：個別対応とする。一時収容し、鹿苑付近にて放獣することを基本とする。 ・C地区：「C地区で農業被害を起こした個体の一時収容及びその後の対応フロー（1.4.）」に従い対応する。

1.3. 傷病個体等の一時処置のための一時収容及びその後の対応フロー



1.4. C 地区で農業被害を起こした個体の一時収容及びその後の対応フロー



参考: 保護管理基準に基づく収容

鹿苑への収容は、鹿害訴訟の和解条項により示された保護管理の指導基準及び捕獲に係る運用基準に基づき実施されている（表 2）。なお、これらの保護管理基準は第 4 回奈良のシカ保護管理計画検討委員会（平成 28（2016）年 3 月）において、見直しが行われた。

現状の基準においては、人身に被害を及ぼすおそれのあるシカ、傷病シカ、出産の近いシカ、子ジカ等、収容するシカの類型について整理されているが、収容期間等の具体的な基準は示されていない。

表 2 天然記念物「奈良のシカ」の新たな保護管理基準

地区区分		実施する対策	保護管理基準	
			保護管理に関する項目	捕獲に関する基準
保護地区	A地区 《重点保護地区》	【鹿害防止措置】 ・防鹿柵の設置	①地域内の常時巡視の強化 ②シカの生息状況等の把握 ③ 人身に被害を及ぼすおそれのあるシカの捕獲、収容 ④ 傷病シカ、出産の近いシカ、子ジカの保護のための捕獲、収容 ⑤危険防止のための角切り ⑥シカとの接し方についての普及啓発 ⑦給餌の規制 ⑧農業被害・生活被害防止のための措置（指導・啓発、防鹿柵の設置等） ⑨その他具体的状況に応じシカの保護管理及び鹿害防止のために必要な措置	①愛護会が実施する捕獲柵、麻酔銃等による生捕は許可する 1) 人身等に対する被害を防止するための捕獲 2) 傷病シカ、出産の近いシカ、子ジカの保護のための捕獲 3) 角切りのための一時的捕獲 4) その他シカの保護管理のために必要な捕獲 ②上記①以外の捕獲は原則として、許可しない
	B地区 《保護地区》	【鹿害防止措置】 ・愛護会による捕獲（生捕） ・防鹿柵の設置	①地域内の随時巡視 ② 人身、農産物等に被害を及ぼすおそれのあるシカの捕獲、収容 ③ 傷病シカ、出産の近いシカ、子ジカの保護のための捕獲、収容 ④春日山原始林の森林更新を誘導するための防鹿柵の設置 ⑤農業被害・生活被害防止のための措置（指導・啓発、防鹿柵の設置等） ⑥その他具体的状況に応じシカの保護管理及び鹿害防止のために必要な措置	①愛護会が実施する次に掲げる捕獲で、捕獲柵、麻酔銃等による生捕は、許可する。 1) A地区における①1)～4)に該当する捕獲 2) 農作物等に対する被害を防止するための捕獲 ②上記①以外の捕獲は原則として、許可しない。
緩衝地区	C地区 《緩衝地区》	【鹿害防止措置】 ・愛護会による捕獲（生捕） ・防鹿柵の設置	①地域内の農地その他の被害多発地域の随時巡視 ② 市民からの要請があった場合等における上記B地区の②、③に該当するシカの捕獲、収容 ③農業被害防止のための防鹿柵の設置 ④その他具体的状況に応じシカの保護管理及び鹿害防止のために必要な措置	①愛護会が実施する次に掲げる捕獲で、捕獲柵、麻酔銃等による生捕は、許可する。 1) A地区における①1)～4)に該当する捕獲 2) 農作物等に対する被害を防止するための捕獲 ②農林業被害防止のために、上記①の方法では効果を期しがたいと認められる時は、具体的状況に応じ別途検討するものとする。
管理地区	D地区 《管理地区》	【鹿害防止措置】 ・第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	天然記念物保護上支障を及ぼすおそれがない範囲で農林業被害防止のために、第二種特定鳥獣管理計画に基づき加害個体の捕獲を実施する。

※ 収容に関する基準は赤字とした

※ 愛護会：一般財団法人奈良の鹿愛護会